

・情報主体の権益保障

1. 閲覧請求

第 12 条(処理情報の閲覧) 情報主体は、個人情報ファイル台帳に記載された範囲内で、書面により、本人に関する処理情報の閲覧(文書による写本の受領を含む。以下同じ)を保有機関の長に請求できる。

保有機関の長は、第 1 項の規定による閲覧請求を受けた時には、第 13 条各号の 1 に該当する場合を除き、請求書を受けた日から 15 日以内に請求人が当該処理情報を閲覧できるようにしなければならない。この場合、15 日以内に閲覧できない正当な事由がある時には、請求人にその事由を通知して閲覧を延期できるが、その事由が消滅した時には、遅滞なく閲覧させなければならない。[改正 1999.1.29]

基本原則

本人の処理情報に対する閲覧は、書面により情報主体又は代理人に行う。

閲覧請求・決定通知及び閲覧の実施

閲覧の請求

- 個人情報ファイル台帳に記載された範囲内で、書面で本人又は代理人が保有機関の長に請求
- 本人が請求する場合には、「閲覧請求書」を保有機関に提出。代理人が請求する場合には、閲覧請求書に委任状を添付して提出
- * 閲覧請求の制限
 - ・ 個人情報ファイル台帳に記載されていない項目
 - ・ 第 13 条の各号該当事項
 - ・ 処理情報の内容のうち、第 3 者に関する情報が含まれている場合
第 3 者の権利・利益を不当に侵害する憂慮があると認定される時
(第 13 条第 2 号)

閲覧の受付

- 請求書を受付けた時には、記載事項を確認し、必要な場合には訂正し、身元を確認できる証明書を提示させ、本人又は正当な代理人であることを確認し、閲覧請求書に署名の後、受付。
- 閲覧を決定しなければならない部署が別途指定されている場合には、関連部処に請求書を遅滞なく移送する

翻訳者：澤井 亨

掲載： <http://japan.internet.com/public>

閲覧の決定・通知

- 保有機関の長は、閲覧の許容、閲覧日時、場所を7日以内に決定して、「閲覧決定通知書」を請求人に送付
 - * 閲覧決定等の期間の意味
 - ・ 公共機関に対する業務処理の義務の付与
 - ・ 情報主体が行政審判等の権利救済手段を取れる実益

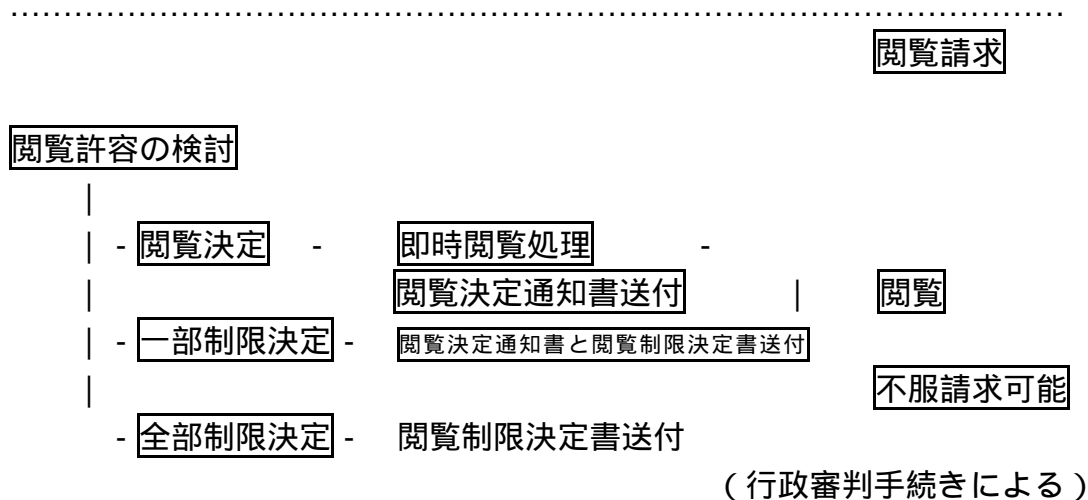
閲覧の実施

- 閲覧請求書を受付けた日から15日以内に閲覧を実施することが原則
 - * 第三者の個人情報漏洩防止。訂正請求に必要な事項を事前周知
- 15日以内に閲覧できない「正当な事由」がある場合は、閲覧延期事由及び閲覧予定日時等を記載した「閲覧延期通知書」を請求人に送付
 - * 「正当な事由」とは：試験成績の決定、発表等の一定期間の公表が禁止されている場合、又は提供者の同意のない閲覧や、再提供ができないという制限条件下で処理情報の提供を受ける場合等

* 個人情報の閲覧請求と処理手続き

< 保有機関 >

< 本人・代理人 >



* 個人情報の閲覧・修正請求の案内も例示(各民願室に配置)

公共機関が保有している個人情報ファイルは、「公共機関の個人情報保護に

翻訳者：澤井 亨

掲載： <http://japan.internet.com/public>

関する法律」及び他の法令に閲覧規定がある場合、それに基づき閲覧を請求できる。

- 閲覧請求手続き（「公共機関の個人情報保護に関する法律」の場合）

	書式による請求	保 有 機 関 の 長
請求：請求人(情報主体)	・・・	
	7日以内の決定通知書送付	
閲覧の施行	請求受付後 15日以内	

本人の個人情報を閲覧した情報主体は、次の場合、修正を請求できる。

- 修正請求の範囲

- ・ 事実と異なって記録された情報の修正
- ・ 特定項目に該当事実がない内容に対する削除

- 修正請求の手続き（「公共機関の個人情報保護に関する法律」の場合）

	書式による請求	
請求：請求人(情報主体)		保有機関の長
	15日以内に修正処置結果通知書送付 (* 1回に限り延長可能)	

2. 閲覧の制限

第13条(処理情報の閲覧制限) 保有機関の長は、第12条の規定により閲覧を請求した請求人に当該処理情報を閲覧させることが、次の各号の1に該当する場合には、その事由を通知し、当該処理情報の閲覧を制限できる。[改正 1999.1.29]

1. 次の各目の1に該当する業務で、当該業務の遂行に重大な支障を招く場合

ア. 租税の賦課・徴収又は還付に関する業務

イ. 教育法による各種学校での成績の評価又は入学者の選抜に関する業務

翻訳者：澤井 亨

掲載： <http://japan.internet.com/public>

- ウ．学力・技能及び採用に関する試験、資格の審査、補償金・給付金の算定等の評価又は判断に関する業務
 - エ．他の法律による監査及び調査に関する業務
 - オ．[削除]
 - カ．その他ア目乃至エ目に準ずる業務で大統領令が定める業務
- 2．個人の生命・身体を害する憂慮があり、個人の財産とその他の利益を不当に侵害する憂慮がある場合

基本原則

閲覧制限は、公共業務遂行に重大な支障を与える憂慮があり、個人の生命、身体に危害を与え得る場合等に限る。

閲覧制限に決定

閲覧制限の要件に該当するかは、保有機関の長が判断・決定

- 保有機関の長は、閲覧制限を決定する時には、個人の自己情報閲覧権と公益と第三者等の権益を比較考慮して決定

閲覧を制限すると決定した場合には、「閲覧制限決定書」に閲覧制限の範囲、事由、当該処分の不服に必要な手続き等を記載して、請求人に通知

- * 閲覧内容の一部制限を決定した時には、「閲覧制限決定書と閲覧決定通知書」を一緒に通知しなければならない。

閲覧を制限できる事項(法第 13 条、令第 16 条)

租税の賦課・徴収又は還付に関する業務

- * 国政基本法による関係書類の閲覧(国税基本法第 58 条)

- ・ 国税基本法又は税法の規定による処分に不服の場合、異議申請人は、関係書類の閲覧を請求できるので、情報主体が国税基本法により請求する時には、法第 3 条第 1 項(他の法律との関係)の規定により処理しなければならない。

学校での成績評価又は入学者の選抜に関する業務

他の法律による監査と調査に関する業務

試験・資格の審査、補償金・給付金の算定等評価又は判断に関する業務

翻訳者：澤井 亨

掲載： <http://japan.internet.com/public>

- * 資格の審査：専門的、技術的評価・判断に関連するもの
- * 補償金：適法な公権力の行使により個人が負った損失に対し、国家が自由財産権の保障と公平負担の次元で行う金銭的補償
- * 給付金：社会保障の側面から人間らしい生活を保障するため、国家又は地方自治団体が個人に金銭を支給するもので、金銭に限らず、物件・土地等も補償・給付の性質を持っているならば該当

土地及び住宅等に関する不動産投機を防止するための業務

証券取引による不公正証券取引を防止するの業務

個人の生命・身体を害する憂慮があり、財産とその他の利益を侵害する憂慮がある場合

- 個人の自己情報の閲覧権と第 3 者の権利・利益を比較考慮して閲覧を決定
- * その他の利益：名誉、信用等の人格的利益等、一体の利益

3. 訂正請求

第 14 条(処理情報の訂正) 第 12 条の規定により本人の処理情報を閲覧した情報主体は、保有機関(他の機関から処理情報の提供を受け、保有する機関を除く。以下、この条で同じ)の長に書面で当該処理情報の訂正を請求できる。

保有機関の長は、第 1 項の規定による訂正請求を受けた時には、処理情報の内容の訂正に関して、他の法律に特別な手続きが規定されている場合を除き、遅滞なくこれを調査して必要な措置をした後、その結果を当該請求者に通知しなければならない。

保有機関の長は、第 2 項の規定による調査をするにあたり、必要な時には当該請求人に訂正請求事項の確認に必要な証拠書類を提出させることができる。

基本原則

保有機関の長は、処理情報の正確性の維持に努力しなければならない。

訂正請求の手続き

請求権者：本人の処理情報を閲覧した情報主体及び代理人

翻訳者：澤井 亨

掲載： <http://japan.internet.com/public>

請求方法：誤った内容を発見し、その訂正・削除を要求したい時には、「訂正請求書」を作成し、請求対象機関に提出

請求対象機関：情報の原保有機関

*ただし、原保有機関と被提供機関の処理情報の内容が相違する場合、原保有機関の処理情報を根拠に被提供機関に訂正請求が可能

訂正請求の範囲

- 事実と異なるだけでなく、存在しない事実に関する特定項目の削除まで含む
- * 不必要又は過大を理由に抹消を請求することは認めない。

訂正請求の処理

受付及び処理期間

- 原保有機関で受付。受付日から 15 日以内

請求内容の調査

- 訂正手続きに関して他の法律に特別な規定がある場合を除き、当該内容の事実等について調査を実施
 - ・ 必要な時には、請求人に関連証拠資料の提出要求が可能

訂正の決定と通知(法第 14 条、令第 18 条)

- 訂正請求書を受けた日から 15 日以内に必要な措置を行った後、「訂正措置結果通知書」を請求人に送付
- 15 日以内に必要な措置を取ることができない場合には、15 日の範囲内で 1 回に限り期間延長できる。この場合、延期事由、予定期間等を記載した「訂正延期通知書」を送付
- 訂正を行わないと決定するか、請求内容と異なる決定を行った場合には、「訂正拒否等決定通知書」に決定内容と不服手続きに関する事項を記載して送付
- 他の機関から処理情報の提供を受け、保有する機関の長は、処理情報の訂正請求を受けた時には、原保有機関に遅滞なく送付し、その処理結果により必要な措置を取る。

翻訳者：澤井 亨

掲載： <http://japan.internet.com/public>

* 個人情報の訂正請求と処理手続き

< 保有機関 >

< 本人・代理人 >

訂正請求

訂正の可否検討

- | - 訂正決定
- | - 訂正拒否決定
- 請求内容と異なる決定

訂正措置結果通知書送付

訂正拒否等決定通知書送付

不服請求可能

(行政審判手続きによる)

4. 不服請求

第 15 条(不服請求) 第 12 条第 1 項及び第 14 条第 1 項の規定による請求について、公共機関の長が行った処分又は不作為により権利又は利益の侵害を受けた者は行政審判法が定めるところにより行政審判を請求できる。この場合、国家行政機関及び地方自治団体以外の公共機関の長の処分又は不作為についての決裁庁は関係中央行政機関の長とする。

基本原則

閲覧・訂正請求に対する権益の侵害を受けた時の救済手続きを設ける。

権益侵害時の救済手続き

不服請求権者：閲覧・訂正請求について、公共機関の長が行った処分又は不作為により、権利又は利益の侵害を受けた者

不服請求方法：行政審判法により、裁決庁に行政審判を請求

* 審判請求期間：処分があることを知った日から 90 日、処分があった日から 180 日以内

法規解説

「処分」とは、閲覧・訂正処分の拒否処分(一部・全部を含む)を、「不作為」とは、何も措置を取らないことを意味(何も処分なしに 30 日を経過した場合)

翻訳者：澤井 亨

掲載： <http://japan.internet.com/public>

「権益侵害」とは、事故情報の閲覧権侵害及び誤った情報の訂正が行われないことで発生する精神的・財産的損害等をいう

行政審判の「裁決庁」とは、「国家行政機関及び地方自治団体」の場合は行政審判法により、「その他公共機関」の場合は関係中央行政機関の長とする。(医療保険連合会の場合は、保健福祉部長官)

5. 代理請求

第 16 条(代理請求) 情報主体は、第 12 条第 1 項及び第 14 条第 1 項の規定による請求を大統領令が定めるところにより、代理人に行わせることができる。

基本原則

請求主体の範囲を本人以外の代理人(法定・受任)に拡大付与する。

請求主体

情報主体(本人)

情報主体の法定代理人及び受任代理人

* 保有機関の長は、特別な事由がある時には代理人の範囲を行政自治部長官と協議して、別途定めることができる。

身元確認方法

情報主体(本人)の場合：住民登録証等のその身元を確認できる身分証明書

代理人の場合：委任状と住民登録証等のその身元を確認できる身分証明書

* 身元証明書の例示：住民登録証、運転免許証、旅券、公務員証等の行政機関により公認されたもので、簡単に変造、盗用ができないもの

* 法定代理人は戸籍謄本等により、法的関係を確認

翻訳者：澤井 亨

掲載： <http://japan.internet.com/public>